



## 三ノ輪利郎さんとの出会いから学んだ「まちづくりは人づくり」

町田まちづくり市民議会 副議長 柿原ユキ子

10月9日の水曜日、その前日の8日にまちづくり市民議会の定例会があり、10月号の会報もできあがりしました。いつものように会員のみなさんへ会報『まちづくりの環』をお届けに行きました。三ノ輪さんのところへも。そこで私は「三ノ輪さんが今朝お亡くなりになった……数時間前にお亡くなりになった」ことを突然に知らされたのです。まさに青天の霹靂。衝撃。



あまりのショックに声も出ず、動けなくなってしまいました……。

26年前、(社)町田青年会議所の活動方針に感動した私は、ぜひ会員になりたい旨を青年会議所へ連絡し、後日、町田市民ホールのレストランで面談をしていただくことになりました。三ノ輪利郎さんとの初めての出会いが、その時でした。入会資格の詳細をあまりよく調べずに面談に行ってしまったエピソードを思い出します。私の年齢は、その当時すでに40歳を過ぎており、50歳に近づいていたために、入会することはかないませんでした。しかしそんな私に三ノ輪さんは、町田市の当時の実情などを詳しく、丁寧に、笑いも交えながら説明をして下さいました。私も、教育、福祉、環境問題等を学んでいることを話したのです。帰り際に「まちづくりには、女性の考えや母親の願いが大事なのです。ご一緒にまちづくりをしましょう」とお誘いを受けました。彼の人の人柄、人間性、品格にふれ、私のなかでさらに学びの気持が高まりました。

(三ノ輪利郎氏追悼記事は次ページに続きます。)

### 122号目次

三ノ輪利郎さんとの出会いから学んだ「まちづくりは人づくり」	柿原 ユキ子 1
好漢 三ノ輪利郎氏を悼む	大橋 成夫 3
個人情報取り扱い方法について	岩上 誠次 4
事務局だより・編集後記	8

(巻頭から続く)

その後、最初に三ノ輪さんからいただいたのが、「町田フォーラム21研究会」の例会のご案内でした。代表者の薬師寺光明さんを紹介していただき、この研究会が町田では最初のまちづくりの市民団体であることを知りました。それから、例会へは数回参加させていただき、いろいろな分野で学び、実践活動をされている多くの方たちとの出会いがありました。薬師寺さんは笑いながら「会員になった人は講師をつとめる決まりがあるのです」といわれ、私もまた、講師をつとめるハメになってしまったのです。

1990年8月25日 於：町田市民ホール第1会議室

第16回研究会開催

テーマ「町田でどう育てる生涯教育」

報告者 柿原ユキ子 (財)野村生涯教育センター

この前後の町田のまちづくりについての重要な出来事を年表のように挙げるとすれば、つぎのようになるでしょう。1989年、町田市民ネットワーク会議の発足。1990年4月、まちづくり夜まで12時間討論会。人、自然、歴史、文化、宝ものいっぱい町田が見えました。1990年10月、ワイワイ祭——知ろうヨ、考えようヨ、みんなのまちだ——。1993年、町田市民まちづくりネットワーク(略称まちネット)に改称。市民活動の発表の場として「防災を考える市民の広場」、「町田の宝探し討論会」、「まちづくり教育討論会」等を開催。三ノ輪利郎さんは「創ろう市民のネットワーク、感動できるまちづくり」をスローガンに、(社)町田青年会議所の第24代理事長に。1997年、町田市の要請により町田市都市計画マスタープランの市民提案策定に向けて2回目の「まちづくり夜まで12時間討論会」を開催。市民版マザープランを町田市へ提出。まちネットをそもその母体とした町田まちづくり市民会議の発足。初代議長には後の桜美林大学学長、佐藤東洋士氏が就任されました。

それから時は流れ、2010年、町田市の都市計画マスタープランが策定されてから10年が経過したことにより、その改定に係わる市民ワークショップ開催の案内が市からあり、多くの仲間たちが参加しました。このワークショップは実際の話し合いにあたって、5つのグループにわかれしました。

そのうちのひとつ、「住みつづけたいまちづくり」のグループには大橋成夫、柿原ユキ子、清瀬壮一、坂口朝美、牧田義輝、三ノ輪利郎、山口平太郎、仲間の顔、顔でした。ワークショップのたびに仲間たちの貴重な発言、提言は見事でした。行政の多くの方たちとの出会いもあり、まさに姿勢と市民とのパートナーシップ事業でした。

まちづくりへの関わりをとおして、私が特に強く感じてきたことは、人と人とのつながりの中で熱い思いが伝わり、少しずつ高まっていく自分に気づくうれしさ。現在も多くの方たちと関わっていただける満足感。住みよい豊かな町田のまちづくりを推進する一人になっていることへの誇り。楽しみながら一日一日を輝いて生きている喜び。

どれほど自分自身の人生が意義深いか。

今強く感じております。

——人は人によって人になる——

三ノ輪さんはいつもまちづくりの中心的存在でした。三ノ輪さん、あなたとの出会いに、そして多くの方たちとの出会いに感謝、感謝です。町田の生き字引の石川國作先生、ジーシーの薬師寺光明さん、考古学の浅川利一先生、農民作家の薄井清先生、子どもに感性と夢を、の太田昭雄先生、23万人の個展の立役者、渋谷謙三さん。三ノ輪さん、そちらでみなさんにお会いしてワイワイガヤガヤやっていますか。いつの日か、私がそちらにいった時は、みなさんの仲間に入れて下さいね。そちらのよりよい、住みよいまちづくりのためにまた、ご一緒させてください。

心よりご冥福をお祈りいたします。

# 好漢 三ノ輪利郎氏を悼む

会員 大橋 成夫

10月9日の朝、まちづくり市民会議のKさんからの電話で三ノ輪氏の訃報を知りました。彼とは長い付き合いだっただけに、ショックでした。

世田谷から町田に私が引っ越ししたのは、1984年5月でした。市の職員から、「町田フォーラム21研究会」を紹介され、会合で初めて彼と会いました。いまは亡き薬師寺光明氏が主宰する、まちづくり研究の集りでした。その当日は、町田青年会議所(JC)メンバーが「我がまち“まちだ” — 『まちづくりカルテ』と今後のまちづくりについて」というタイトルで報告をしました。これは「町田市の都市基盤、行政基盤、福祉の現状等の分析レポート」で、非常によくできた分析結果だったと記憶しています。この報告の中心にいたのが、その当時副理事長だった三ノ輪氏でした。日本人には珍しく白面の青年で、年齢の割には落ち着いて話をし、“怜悯”な人だと思ったものです。

その後、まちづくり活動のいろんなシーンで彼とはよく会い、よく議論をしました。仕事は違うものの、理論的でよく分析して話す彼は、年齢差を感じさせないものがありました。

1989年、「町田フォーラム21研究会」と町田JC共同で「第1回市民ネットワーク会議」を開催し、また、芹が谷公園では「第1回まちづくりワイワイ祭」を開催しました。その中心にはいつも彼、三ノ輪氏の元気な姿がありました。1993年には「町田市民まちづくりネットワーク」(略称まちネット)を結成し、彼は事務局長を買って出られ、例会は氏の事務所の3階を借りて開いたものです。まちネットの会報「市民の風」を発行したのも、その時期でした。

彼にまつわる一番の記憶は1991年開講の市民大学(HATS)で、1994年から「まちだの考古学講座」のプログラム委員として参加し、三ノ輪利郎、故薄井清、小島政孝、五味孝子各氏と私の5名で、年に3~4回の会合を持ち、会合後の呑み会は楽しいひとときでした。みなさんから町田のいろんなことを教わり、その帰途には酔った私を、彼は自宅まで車で送ってくれました。1997年、町田市の都市計画マスタープランの策定にあたり、まちネットが中心になり「市民版」を作成し、翌年、町田市都市計画マスタープラン策定委員会へ提言したのです。ここでも中心にいたのは、彼、三ノ輪氏その人でした。

2010年の町田市都市マスタープラン改定にあたり、彼は有識者懇談会の一員として活動されていて、私は市民公募のワークショップの一人として、ときたま会う機会があった際には懐かしく、いつときを忘れ、語り合い呑んだものです。

まだまだ仕事やまちづくりにやり遺したこともあったでしょう。今後私は、まちづくりへの彼の思いを、ひとつでも継いでいきたいと思っています。

3年前に市民会議では、渋谷謙三氏を亡くし、いままた三ノ輪氏を亡くすことになり非常に残念無念の思いで一杯です。

安らかにお眠りください。

# 個人情報の取り扱い方法について

～牧田潤一郎弁護士による解説と勉強会に参加して(報告)～

岩上誠次

去る9月24日、町田市は個人情報についての勉強会を、一般市民を対象に市役所会議室で開催しました。講師は、弁護士の牧田潤一郎氏。「広報まちだ」での募集で集まった市民たちが参加し、私も参加しましたので、その概要について報告します。

☆☆☆☆☆☆

平成17年に「個人情報保護法」が施行されて以来、市民の間でも、個人情報保護の取り扱いについて意識が高まってきています。その一方で法の趣旨の誤解から名簿を作成しないなど、過剰とも言える反応が今だに見受けられます。改めて、町内会・自治会、市民団体など地域社会における個人情報の取り扱いについて考え、地位力向上に活かしましょう。

市民生活で個人情報が気になる場面があります。

◎名簿の作成や配布で、個人情報の第三者提供はどこまでできるのか。

◎自分の情報がどこでどこまでに記録されているか知りたい(利用目的の確認・事故情報開示請求権)

## 「個人情報の有用性」

→必要な情報は、利用できるべきです。個人情報は、人と人がコミュニケーションを取ったり助け合うといった社会共同生活に重要です。

## 「個人の権利利益保護」

→自己情報コントロール権確保の方向。プライバシー権は、人が自分らしく生きるために重要です。

この両者のバランスを取ることが大切です。

## 「個人情報」とは何か？

①生存する個人に関する情報であって、②当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものです。(ほかの情報と容易に照合することができて、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。)

## 個人情報の具体例

◎Aさんの住所や電話番号は、たとえAさんが、それをインターネットで公表していたり、電話帳に載せていたとしても個人情報です。

◎ただし、「Aさんの」ということが容易にわからなければ、個人情報ではありません。

◎図書館が所蔵する本の情報は、それだけではAさんの個人情報ではありませんが、Aさんが借りた本の情報は、Aさんの個人情報となります。

## 「個人情報」と「プライバシー」は違う (ただし、プライバシー保護のための個人情報保護と考えてよい)

プライバシーとは、私生活をみだりに公開されない権利です。(その侵害は民法上の不法行為となります。)

①私生活上の事実らしく受け取られるおそれのある事柄

②一般人の感覚で他人に知られたいと認められる事柄

◇病歴・身体的特徴の身体情報

◇戸籍・家族関係等の身上関係情報

◇学業成績・犯罪歴等の経歴情報

◇資産・所得等の財産情報

◇思想・信条・宗教等の精神的自由に関する情報

③一般の人にいまだに知られていない事柄

## 【個人情報】と「個人データ」

・個人情報とは、氏名・生年月日ばど、生存する個人を識別することができる情報の全てです。

・個人データとは、コンピュータ入力情報や紙媒体でも検索可能な情報などです。

## 個人情報保護法とは

平成17年4月1日全面施行。個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護することを目的として、民間の個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱う上でのルールを定めたものです。

## 個人情報保護法の基本理念

法は、個人情報とは個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱うべきものであることに鑑み、その適正な取り扱いが図られなければならない旨定めています。個人情報の取り扱いに当たっては、状況に応じた保護と活用の適正なバランスを保つことが大切です。

個人情報保護法を守らなければならないのは誰か？

法で様々な義務を課せられるのは、個人情報取扱事業者という、5000人を超える個人情報を事業活動に利用している事業者です。企業や個人事業者のほか、町内会やNPOなど非営利の団体も個人情報取り扱いの規模により法の対象になります。

しかし、大切なのは、個人情報事業者に当たらなくても、法の趣旨に沿って個人情報を適正に取り扱うことです。東京都では、条例で全ての事業者に努力義務を課しています。

## 質疑応答

	質 問	回 答
1	町内会・自治会役員で名簿を作成しようと思うのですが、個人情報保護法に違反するという意見もあります。作成することは出来ないのでしょうか？	通常、町内会・自治会は、個人情報取扱事業者には該当せず、個人情報保護上の規定が厳格に適用されるものではありません。ただし、配慮が必要です。 適正に取得された個人情報に基づいて、名簿を作成することは可能です。作成に当たっては、利用する目的を明らかにし、配布する場合には、予め本人の同意を得ておくことが望ましいでしょう。また、名簿に載せる項目は必要な範囲内にしましょう。
2	作成した名簿を会員に配布しようと考えていますが、その名簿を使って営業を行なう会員がいるのではないかと不安です。名簿を配布する際にはどのような点に注意すればよいのでしょうか？	名簿の目立つところに「会員同士の親睦を目的に沿って利用するものであり、他の利用を禁じます」といった注意事項を明記するなどして会員に利用目的を周知しましょう。また「会員以外の人の手には渡さないよう、取り扱いには十分注意してください」などの注意事項もあると良いでしょう。
3	携帯電話のメールアドレスを変更しました。アドレス帳に登録している方々に一斉送信したところ、「メアドも個人情報だから気をつけて」といわれました。メールアドレスも個人情報に該当するのでしょうか？	メールアドレスも特定の個人情報が識別できれば、個人情報に該当します。例えば、YamadaTarou@B.co.jp というアドレスの場合、B社の「ヤマダタロウ」という個人が識別されるため、個人情報に該当します。(町田市ではメールアドレスは全て個人情報として取り扱っています。)
4	自主防災組織の事務局を担当しています。大震災、集中豪雨などの大規模災害を踏まえ、緊急対応・相互援助のために、名簿を作成しようと考えていますが、一人暮らし、単独歩行不可などといった記載は可能でしょうか？	利用目的の達成に必要な範囲であれば、可能であると考えられます。災害時の緊急対応・相互援助目的であれば、一人暮らしや単独歩行不可といった援助に必要な情報を記載することは可能です。 このように機微な(人に知られたくない)情報を扱う場合は、会員に配布するための情報と、事務局で保管する情報は分けて考え、それぞれの管理方法を記載するとい良いでしょう。また、会員以外への提供は慎重に行なってください。
5	自治会役員をしています。会員全員から同意を得られたので、連絡網を作成して配布しようと考えています。掲載項目は、氏名、住所、電話番号、家族構成等ですが、掲載する項目の範囲に制限はあるのでしょうか？	名簿に掲載する項目の範囲については制限はありません。しかし、利用目的が「緊急時の連絡網」ですから、氏名、電話番号だけで利用目的を達成できると考えられます。趣味や家族関係などは、利用目的に照らして必要がないと思われる。
6	自治会会員です。以前の住民と名乗る知らない人から「懐かしい友人の連絡先がわからないので、名簿を譲ってほしい」と言われました。渡すことに問題はないのでしょうか？	事業活動を行っていない個人に保護法は適用されませんが、悪用される恐れなどを考えると、知らない人に渡すことは望ましくありません。電話をかけてきた人が、営業などに名簿を利用しようとしている場合、個人情報の適正な取得義務(法17条)に違反している恐れがあります。

7	名簿作成にあたって、企業から協賛金を受けて広告を掲載しており、従来、その協賛企業にも会員名簿を提供している。これは違法か？	協賛企業に名簿を提供する場合には、名簿そのものに、名簿提供することを明記しておきましょう。協賛企業には、名簿の利用目的に沿った取り扱いしかできないことを説明しておきましょう（営業目的で名簿欲しさに協賛する企業もいる可能性があり、その提供は、トラブルになる可能性があると考えます。）。
8	自治会役員をしています。自治会活動の充実のため、会員アンケートを実施しています。予定外に急ぎよ、会員の意見を活かすために、アンケートを送ったところ、会員の一人から「アンケートを入れていいと言った覚えはない」と苦情を受けました。何がいけなかったのでしょうか？	個人情報を取得するときは、利用目的をできる限り特定して本人に通知・公表し、また当該目的の範囲内に実際の利用を限定することが望ましいです。アンケート送付は、自治会内部での意見交換や連絡手段の一環として通常の利用範囲内と思われませんが、トラブルを避けるために、予めアンケート送付目的に利用することも明記しておくといでしょう。
9	自治会会員です。自治会名簿を作るからと言われ、氏名、電話番号、世帯全員の携帯電話番号を聞かれました。名簿を作るだけなら、世帯主の氏名、電話、住所だけを告げればよいと思いますが、何のために聞くのか一切説明がありませんでした。個人情報保護法上問題があるのではないのでしょうか？	直ちに問題がるとは言えません。利用目的が明らかですので、本人への通知は必ずしも必要とはなりません。また、氏名や電話番号は、必要な情報であると考えられます。
10	住宅地図に氏名の提示をすることに問題はないのでしょうか？	表札を出していない世帯や、市販の地図でも氏名の記載がない世帯があることを考えれば、「住宅地図に提示する」、あるいは、「住宅地図を配布する」ことに同意をとった上で、作成することが望ましいです。
11	マンションに防犯カメラを設置する場合、「防犯カメラ作動中」といった注意書きは必要でしょうか。なお、当マンション管理組合は、個人情報事業者に該当します。	必ずしも必要ではありません。防犯カメラは、防犯目的のために設置されており、「取得の状況からみて、利用目的が明らか」とであると認められるものと考えますので、利用目的を本人に通知または公表しなくても、保護法上、直ちに問題はありませぬ。しかし、「防犯カメラ作動中」と表示することで、防犯上の抑止効果は高まります。
12	町会で、長寿の会員に敬老祝品を贈呈したく、事前に調査をしています。対象者の調査を知るため、回覧板を回して該当者が必要事項を記入する方式とすることに問題はあるのでしょうか。署名活動の場合はどうでしょうか。	利用目的を明示すれば調査は可能です。ほかの人の目に触れる回覧板での記入をためらう方もいるかもしれないので、直接役員へ提出してもらうなど、申込みの仕方を話し合ってみましょう。
13	A地区子供会で餅つき大会を開こうと思っています。子供のいる世帯にハガキを送付したところ戻ってきてしまいました。近隣の小学校に、電話でA地区に住所のある小学生の連絡先を聞きましたが、個人情報なので教えられないと言われて困っています。	第三者提供の制限によるものです。こうした場合には、自らの連絡先を伝え、先方から連絡をもらえるようお願いしてみるのも有益な方法です。
14	子供会の役員をしています。子供たちが元気に行事やお祭りで遊んでいる姿を保護者に知ってもらおうと、写真を自治会館に掲示しようと思っています。保護法上違反となるのでしょうか。	保護法違反となりませぬ。写真も個人の識別ができるものは、個人情報にあたります。特定の子供の写真の掲示は個人情報の第三者提供に該当する可能性がありますが、通常写真は検査がないので個人データとは言わず、個人情報保護法上の第三者提供禁止原則に触れないと考えます。なお、その子供の名前で写真が検索できる場合には、個人情報保護法上の第三者提供に該当する可能性があるため、事前に写真の取り扱いについて説明し、保護者から同意を得ておいたほうがよいでしょう。

15	地域の夏祭りの写真をがよく獲れたので、皆に見て貰いたいと思い、ホームページにアップしました。 その保護者から「勝手に載せないでください」と苦情があった。保護法上問題はあるのでしょうか。	直ちに保護法上の問題があるとは言えません。個人情報取扱事業者ではない者が、私的な目的で撮影する場合については、個人情報の義務規定の直接の対象とはなりません。が、プライバシーの観点からも、ホームページに掲載するなど不特定多数の者が閲覧できる状態に置く場合には、保護者から同意を得ておくことが望ましいと言えます。
16	民生委員・児童委員をしています。ある事情の捜査ということで警察から担当地区のAさんに関する情報提供を求められました。捜査に協力するため、個人情報を提供すると保護法上違反となるのでしょうか。	保護法違反となりません。 事件捜査に関する刑事訴訟法197条2項に基づく捜査機関からの捜査関係事項照会など、法令に定めがある場合には、本人からの同意を得なくても、個人データを提供することができます。
17	地域で、見守り活動をしています。救急隊員から「Aさんから119番通報があったのですが、途中で意識不明となりました。Aさんの息子さんに連絡したいので、連絡先を教えてください」と情報提供を求められました。情報提供は可能ですか。	可能だと考えられます。 ご質問者が、個人情報取扱事業者に該当し、個人データの第三者提供となる場合であっても、Aさんの生命・身体を保護する必要性・緊急性があり、Aさんの同意を得ることが困難であると考えられますので、個人情報保護法23条1項2号の第三者提供ができる例外に該当し、情報提供ができると考えられます。
18	不要になった名簿や個人情報が記載された書類をどのような方法で廃棄したらよいでしょうか。	シュレッダーするなど復元できない方法で廃棄しましょう。パソコンの場合は、ハードディスクを取り出して物理的に破壊するか、取り出せない場合は、専門のソフトを利用するか専門の業者に頼んで完全にデータを消去してもらいましょう。
19	町内会と会員とで、個人情報の取り扱いについて、トラブルとなりました。会員から苦情をいいたいので、何処に相談すればよいか尋ねられた。どうすれば良いか。	当事者解決が大前提となります。 解決できない場合は、認定個人情報保護団体、都道府県、区市町村に設置された個人情報相談窓口等に連絡してください。
20	個人情報をなくしてしまった。どのように対処したらよいでしょうか。	個人情報保護法上、直接罰する規定はありません。が、まずはなくした個人情報の該当者にすぐ連絡をとって、お詫びするとともに不審な電話等には対応しないように依頼しましょう。二次被害を防ぐことが重要です。
21	民生委員・児童委員をしています。住民からの相談で「近くに100歳を超えた一人暮らしのお年寄りが住んでいるのですが、最近姿をみない」という情報があったので、安否の確認のため訪問したいと考えています。市の担当者に情報提供を求めることは可能ですでしょうか。	民生委員等への情報提供は、本人の同意があれば可能ですが、同意がない場合でも、生命身体保護などで緊急性があれば、各区市町村が定める条例の規定により、提供できる場合があります。(町田市の場合は、個人情報審議会承認された内容のみ情報提供が可能です。
22	町内会の名簿が漏洩したことにより、被害を受けたという申し出があった。どう対処したらよいか。	まずは、申出当事者から事情を伺った上で、町内会の個人情報に関する規定、収集方法、保管方法、処分方法などを説明し、誤解がある場合には、その点を解消しましょう。その上で、当事者解決ができない場合は、市区町村の担当窓口にご相談しましょう。 それでも納得されない場合は、本人が、弁護士を通じて町内会に対して損害賠償請求をすることがあります。必要に応じて、町内会も弁護士に相談してください。このような事態に適切に対応するためにも、個人情報について事前に町内会で取り決めをしておくことが重要です。

## リニア新幹線・町田市内各所で説明会が行われる

桜井 朋広

さる9月末から10月の始め、JR東海による「リニア中央新幹線建設」に向けての環境影響評価に関する説明会が、市内6箇所で行われた。この建設計画が予定通り実施されれば来年度から工事が開始され、品川から川崎を通過して地下路線が橋本へと抜ける。町田市北部には、主に地上の権利が及ばない地下40m以下に長さ約10kmのトンネル、通気・避難用の立坑が鶴川付近、小野路付近、小山田付近の3箇所に建設される。開通後は品川と名古屋間の磁気浮上鉄道が最高時速500kmで毎時数本は通過することになる。説明方法は、筆者の見た限り何処も全く同じ、スライド画像を見せながら音声テープの説明を流す形で行われた。

その後JR東海など関係者に対し、様々な質疑が展開された。筆者が目にしたものについて、テーマ別に以下にまとめた。

(\*印は筆者による質問。)

### ●自然環境について：

Q小野路地区には里山百選にも選ばれた環境がある。地下水は大丈夫か。この地域を通す理由は？

Aトンネルはシールドマシンで固めながら掘るので地下水漏れは無い。立坑では「3次元浸透解析」によって確認済で、漏れるのは立坑周囲の水位が限られた区域のみ。わずか(19cm)下がるが他はゼロ。非常口は市街地につくるのを避けた。

\*Q実験線では近くの笛吹川が水枯した。同様なことが起きたら工事中止して調べるのか。

Aそんなことが起きないように万全調査する。水源利用者には有事には給水車で輸送する。山梨で水枯れ起きたとは知らない。

### ●電磁気や技術面の安全性について：

Q電磁波の周波数などは？

A物理の先生などに聞いて学ぶように。

Q車内の磁界について実測値は？

A車内の止まっている状態の磁界は床上1mで1.33mテスラ(連結部分)。ICNIRP国際基準の400mテスラより低い。これが最大値で、国の審査を通過している。隠蔽などない。

Qディーゼル発電機搭載しないのか。

Aガスタービンは(火災の危険あるため)無し。「非接触コイル誘電」を使用する。

Qヘリウム爆発の危険は？

Aこれまで実験線でも例なし。

以下、続きは次号にて掲載いたします(編集部)

## ゼロ・ウェイスト講演会、開催迫る

ゼロ・ウェイスト運動の世界的なリーダーのひとりである、ポール・コネット博士が、1998年の初来日から15年ぶりに再来日し、国分寺にて講演をおこないます。今回の講演では、日本のごみ政策、とりわけ三多摩地域が抱えるごみ問題の課題と解決への道筋について、お話される予定です。

日時：11月24日(日)18:30-20:30(受付開始18:00)

場所：国分寺Lホール(JR国分寺駅 駅ビル8階)

参加費：500円 事前の申し込み不要

※講演会終了後は懇親会が予定されています。

### 編集後記

三ノ輪利郎様のご冥福を、この場を借りましてあらためてお祈り申し上げます。お通夜ならびに告別式は、(株)三ノ輪建設・三ノ輪家合同葬として、10月17日・18日に浄運寺会館にて執り行われました(H.I.)。

## 事務局だより

12月の定例会(会報発行日を兼ねる)は12月9日(月曜日)13:00~より中央公民館(生涯学習センター)ロビーでおこないます。

### まちづくりの環

町田まちづくり市民会議会報

2013年11月19日第122号発行

発行者 三谷高康

編集責任者 井上弘貴

事務局 桜美林大学

渉外事業部 地域・社会連携室内

事務局 E-mail hiro\_inouye@yahoo.co.jp

町田まちづくり市民会議ウェブサイト

<http://www.machida-machizukuri.com/>

町田まちづくり市民会議ツイッター

[http://twitter.com/machida\\_citizen](http://twitter.com/machida_citizen)